

日本産業看護学会定款

2012年12月8日 制定

2014年9月5日 改正

2015年11月14日 改正

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、日本産業看護学会と称する。英文名は、Japan Academy of Occupational Health Nursingとする。

第2条 本会の事務局は産業医科大学（〒807-8555 福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号）におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、産業看護学の発展と高度な実践能力の開発により社会に貢献することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- (1) 日本産業看護学会学術集会の開催
- (2) 機関誌の発行
- (3) 産業看護に関する調査研究
- (4) 産業看護に関する教育研修
- (5) 国内外の関連学術団体との協力と連携
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員及び会費

第5条 本会の会員は以下の通りとする。

- (1) 正会員
- (2) 準会員
- (3) 賛助会員
- (4) 名誉会員

第6条 正会員とは、本会の目的に賛同し、その活動に参加する個人で、別に定める会費を納めるものとする。

- 2 準会員とは、本会の目的に賛同し、その活動の一部に参加する個人で、別に定める会費を納めるものとする。
- 3 賛助会員とは、本会の目的に賛同し、その活動を支援する個人または法人で、別に定める会費を納めるものとする。
- 4 名誉会員とは、本会に功労のあった正会員で、理事長が理事会および評議員会の議を経て総会に推薦し、その承認が得られたものとする。

第7条 正会員及び準会員になろうとするものは、評議員1名の推薦を受け、本会入会申込書に所定の項目を記入して本会に申し込まなければならない。

- 2 賛助会員になろうとするものは、評議員1名の推薦を受け、本会入会申込書に所定の項目を明記して本会に申し込み理事会の承認を得なければならない。

第8条 正会員は、会誌に投稿し、学術集会で発表し、かつ会誌等の配布を受けることができる。

2 準会員は、学術集会に参加し、会誌等の配布を受けることができる。

第9条 正会員・準会員及び賛助会員の会費は総会の議を経て別に定める。

2 名誉会員については、会費を徴収しない。

第10条 正会員・準会員及び賛助会員は、会計年度内にその年度の会費を納入しなければならない。

2 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返却しない。

第11条 本会を退会しようとするものは、本会退会申込書に所定の項目を明記して本会に提出しなければならない。

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議に基づき、除名することができる。

(1) 本会の定款または細則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第13条 正当な理由なく会費を2年以上滞納した場合は、会員の資格を喪失する。

第4章 評議員

第14条 評議員は20名以上とする。

2 評議員は正会員の選挙により正会員の中から選出し、理事会の承認を経て任命される。

3 評議員は評議員会を組織し、重要な会務を審議する。

4 評議員の任期は3年間とし、再任を妨げない。

第5章 役員

第15条 本会につきの役員をおく。

(1) 理事長 1名

(2) 副理事長 2名

(3) 理事 若干名

(4) 監事 2名

第16条 理事は評議員の選挙により評議員の中から選出し、理事会の承認を経て任命される。

2 理事長は理事会を運営するために必要な理事を3名まで推薦することができ理事会の承認を経て承認される。

3 理事は理事会を組織し、会務を執行する。

第17条 理事長及び副理事長は理事会において推薦され、総会の承認を経て任命される。

2 理事長は会務を総理し、本会及び理事会を代表する。

3 副理事長は理事長の職務を補佐し、理事長に事故のあるときはその職務を代行する。

第18条 監事は理事会の推薦による。

2 監事は本会の運営、会計及び資産を監査し、理事会に報告する。

第19条 役員の任期は3年間とし、最長3期までは再任を妨げない。

第20条 役員は次の各号によりその職を失う。

(1) 特別な事由により退任の申し出があり、理事会が承認したとき。

(2) 総会において職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為がある旨議決されたとき。

第6章 総会

第21条 総会は毎年1回とし、学術集会と同時に開催する。また、理事会が必要と認めたときは、臨時

総会を開催しなければならない。

第22条 総会は理事長が招集する。

- 2 総会は評議員の過半数の出席により成立する。
- 3 総会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項に限り書面をもって表決し、または他の評議員を代理人として表決を委任する書面を理事長に提出することができる。
- 4 会員は総会に出席することができる。

第23条 総会の決議は、出席評議員の過半数をもってこれを決する。

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 評議員の現在員数、出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあたっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び決議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及び選任された議事録署名人2名が署名する。

第7章 理事会

第25条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第26条 理事会は、毎事業年度2回以上、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 理事会の招集は、理事会の1週間前までに会議に付議すべき事項、日時及び場所を明記して通知しなければならない。
- 4 理事会の議長は、理事長とする。

第27条 理事会の決議は、出席理事の過半数をもってこれを決する。

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席理事の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあたっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び決議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び結果
- 2 議事録は理事長が作成し、代表理事及び監事が記名押印の上、事務局はこれを保存する。

第8章 学術集会及び委員会

第29条 学術集会長は理事会において正会員の中から選出する。

- 2 学術集会長は日本産業看護学会学術集会を開催する。
- 3 学術集会長の任期は1年とする。

第30条 本会に編集委員会を置く。

- 2 会誌の発行は年1回以上とする。

第31条 本会の目的を達成するために、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

- 2 委員会の細則は、理事会の議を経て、理事長が決める。

第9章 財産及び会計

第32条 本会の財産は理事長が管理し、その方法は理事会の決するところに従う。

第33条 本会の経費は、会費並びに寄付金その他の収入をもって構成する。

第34条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

第35条 本会の事業計画及び收支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3箇月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経、総会に提出し承認を得なければならない。

第10章 事務局

第37条 本会の事務局を設置する。

2 本会の事務・会計は、事務局が担当する。

3 事務局長、事務局員は理事長によって任命される。

第11章 定款の変更

第38条 本定款は総会の決議によって変更することができる。

附則

この定款は、平成 24 年 12 月 8 日から施行する。

平成 26 年 9 月 5 日改正

第 14 条 4 評議員の任期は 3 年間とする

第 19 条 役員の任期 2 年間を 3 年間とする。

平成 27 年 11 月 14 日改正

第 14 条 2 評議員は正会員の選挙により正会員の中から選出し、理事会の承認を経て任命される。

第 16 条 理事は評議員の選挙により評議員の中から選出し、理事会の承認を経て任命される。

2 理事長は理事会を運営するために必要な理事を 3 名まで推薦することができ理事会の承認を経て承認される。